

2018年9月3日 全7頁

# ブレグジット交渉・合意なき離脱のリスクシナリオ

日本製造業の英国からの脱出が本格化するのか？

ユーロウェイブ@欧州経済・金融市場 Vol. 112

ロンドンリサーチセンター  
シニアエコノミスト  
菅野 泰夫

## [要約]

- 英国政府は8月23日に、離脱協定合意の可能性が高いとしながらも、合意なき離脱の場合に向けた25の政府指針を含む公式文書を発表した。ただあくまで英国が一方的に発表した方針であるため、EU側が同様の措置を取らなければ意味がないと、産業界からの反応はいま一つである。
- 合意なき離脱は日本企業にも大きな影響が予想されている。既にいくつかの在英日本企業が、本社を英国から大陸欧州へ移転を発表するなど、離脱の前に英国を後にする動きが出始めている。ただ工場などを有する製造業は金融業などとは異なり、すぐに移転することは難しい。特に欧州に広域なサプライチェーンを構築し、英国に組立工場を有する日本の自動車メーカーなどは、その影響が甚大といわれている。
- 合意なき離脱の可能性が高まるにつれ、金融機関の英国経済の見通しは、総じてネガティブなものに変更されつつある。これまで、ブレグジット交渉の結果として、秩序立った離脱の可能性が最も高いとみていた主要格付け機関等は、英国内の政治的分断の激化、交渉の時間切れの懸念から、この見通しを撤回しつつある。

## 合意なき離脱が近づく英国

英国政府は8月23日に、離脱協定合意の可能性が高いとしながらも、合意なき離脱に備えるため、25の政府指針を含む文書を公表した（今回は一部、残りは9月に発表予定）。この政府指針は、離脱のリスクを最小限に抑え、混乱を避けるため、全方位的な観点から準備を促すものである。離脱後、英国はEU加盟国から一転して第三国となり、EUと金融市場、貿易、原子力など様々な分野で、部外者としての関与を求められるようになる。この政府指針では、英国がEU法の代替となる英国内法の準備を進めると同時に、合意なき離脱が選択された場合のリスクも含め具体的な例を挙げて説明している。例えば、EU加盟国に居住する英国国民が、英国にある銀行口座アクセスや、年金の受け取りなどを制限される恐れなど（在EU英国国民への）注意喚起も政府指針の中に含まれている。

図表1 合意なき離脱時の英国政府指針

項目	ブレグジット前	合意なしの離脱の場合
金融パスポート	EU域内において金融業者は自由に営業が可能	英金融行為規制機構(FCA)は、EU加盟国とノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインを含む欧州経済領域(EEA)に、英国内の金融業の営業権とデジタル通貨を可能にする金融パスポート継続措置(TPR: Temporary Permissions Regime)をブレグジット後3年間付与する。
年金給付	EU域内でも受給可能	EU加盟国に居住する英国国民の年金受給者に対し、英国の保険会社が年金支給を停止する恐れがある。
英EU間の送金について	EU加盟国間の決済は数日以内で少額手数料で行われる	欧州間の決済サービスであるターゲット2と単一ユーロ決済圏(SEPA)の直接アクセス権を失う場合、英国、欧州間の決済手数料が発生。英国は第三国としてSEPAへの加盟を検討している。英国がSEPAに加盟した場合、ユーロ決済は数日以内で少額手数料で行われることが予想される。
カード決済	英EU間のクレジットカード、デビットカード、ペイバルなどの決済手数料は禁止	英EU間のカード決済の手数料が復活する。
金融商品の保護	EU域内の金融商品は欧州中央銀行(ECB)によって管理されている	金融商品は英金融サービス補償機構(FSCS)によって保護される。英国国民に対する英金融商品及びEEA域内の金融商品は同機構によって保護対象。
住宅ローン・金融・保険商品	金融パスポートにより、EU域内では滞在国内にて既存の住宅ローン、生命保険に継続加入できる。EU域内での投資(デリバティブを含む)は自由	EU側の対処不十分により、英金融業者と在EU英国国民は、EU域内での住宅ローン、生命保険継続の権利を失う可能性がある。英銀は既存のEU銀のサービスを受けられない、さらに既存のクロスボーダー取引停止の可能性もある。
貿易・関税	EU域内の関税はなし	・英EU間の関税、税関の新たな取り決めが必要。EUから英国に輸入する際の付加価値税(VAT)が発生する。 ・混乱を避けるため、6週間分の医薬品を備える計画を明確にするよう求めている。
原子力協定	欧州原子力共同体(ユーラトム)に加盟	・ユーラトムから脱退後、第三国として国際原子力機関(IAEA)に加盟する。 ・EUからの核物質輸入許可が必要になる。
移行期間	(離脱協定の合意がある場合)英国がEUを離脱後は移行期間を設け、その間の単一市場は保証される	EUによる英離脱協定案「全ての合意がなされなければ合意に至らない原則」により、移行期間中の単一市場は実現しない可能性を指摘。
個人情報	個人情報取扱はEU一般データ保護規則(GDPR)によって保護される	データ保護法(Data Protection Act 2018)が英国議会で審議され、ブレグジット前の法制化を目指している。

(出所) 英国政府発表資料より大和総研作成

政府が広範なセクターに向けた指針を公開したこと自体は歓迎されたが、相当の専門知識がなければ読みこなすことはできない内容であることには違いない。政府が勧める事前準備も、余力のない中小企業には難しいとの指摘も多い。また、あくまで英国が一方向的に発表した方針であるため、EU 側が同様の措置を取らなければ意味がないと、産業界からの反応はいま一つである。

## 最も懸念されているのは英国・EU の貿易障壁

合意なき離脱の際に、最も懸念されているのは、英国・EU 双方に発生する貿易障壁であろう。(離脱期限である) 2019 年 3 月 29 日以降、英国と EU のモノの移動の自由は終了し、税関申告はもちろんのこと、関税賦課も必要になる可能性がある。政府指針では、輸出入を行う英国企業に対し、準備すべき点が列挙されている。しかし、日本を含む第三国との貿易方針に関しての詳細などは未定であり、指針に示された以上に備えておくべき点が多いのが実情である<sup>1</sup>。

合意なき離脱となれば、離脱後即 WTO ルールに基づく貿易となり、EU との貿易においては、(現在は不要である) 関税の賦課が始まり、国境での通関検査や規制チェックが求められるようになる。また、WTO は加盟国に対し、貿易協定を締結していない国に対する関税が、他の非締結国と同率になることを求めているため、英国が EU だけ (あるいは EU が英国だけ) に特別な関税を賦課することはできない。また英国が離脱後に、第三国として EU と自由貿易協定を締結したとしても、手続きが煩雑でありコストも掛かる原産地規則を順守すれば、英国輸出業者のコスト競争力をそぐ恐れがある。そのため自由貿易協定が締結されたとしても、WTO ルール下での貿易を選択する方が有利な可能性がある。WTO 創設国の一つである英国は、既存の自由貿易協定が失効した場合に、新たな協定締結まで、関税賦課開始の一定期間の猶予が許容されている。このため、合意なき離脱になった場合でも、関税賦課については移行期間が設定できると指摘する声もある<sup>2</sup>。

その中で、英国からの輸出で最大の打撃を受けるセクターは農業とみられており、(関税の急騰等により) 価格競争力が失われ EU への輸出は事実上不可能となる。また運送コストの上昇に伴う英国内での物価上昇も予想されている。特に乳製品は、EU からの輸入品に依存し、複雑なサプライチェーンを有することから、価格上昇や欠品を引き起こす可能性が高い。一方、EU 加盟国で大きな影響を受けるのは、英国経済と密接に関係するアイルランドや、自動車産業が大きいドイツなどが挙げられる。EU 側も混乱は免れないものの、EU の経済規模は 13.5 兆ドルで、

<sup>1</sup> 医薬品の欠品・遅配なども懸念されていたが、政府指針によれば、医薬品を大量に備蓄したり、処方箋の期間を長くする必要はないという。その代わりに、混乱を避けるため、6 週間分の医薬品を備えておけばよいとして、そのための計画を明確にするよう求めている。

<sup>2</sup> ただ世界貿易機関 (WTO) のアゼベド事務局長は、8 月 23 日の BBC のインタビューの中で、「英国が離脱後 (英国時間 2019 年 3 月 29 日 23 時)、すぐに WTO のメンバーに加盟することは現実的ではない、離脱まで半年程度で、WTO 全加盟国の合意を取り付けることは難しい」との見解を示した (英国は EU として WTO に加盟しているため、EU 離脱後、自身での再加盟が必要)。英国が合意なき離脱後に WTO 下の関税ルールに移行できない場合、高い関税を免れることはできないとの見解も示している。

同 2.6 兆ドルの英国に比べ大きいため、その影響は英国に比べて軽微である。

### 欧州全域にサプライチェーンを構築した日本の製造業にも大きな影響が

無論、日本企業にも合意なき離脱は大きな影響が予想されている。既にいくつかの在英日本製造業が、本社を英国から大陸欧州へ移転することを発表するなど、離脱の前に英国を後にする動きが出始めている。

ただ工場などを有する製造業は金融業などとは異なり、すぐに移転することは難しい。特に欧州に広域なサプライチェーンを構築し、英国に組立工場を有する日本の自動車メーカーなどは、その影響が甚大といわれている。英国において（欧州大陸から輸入される）自動車部品在庫を保管する倉庫は最小限の規模であり、一般的に組立工場は極めて小さいことが悩みの種といわれている。各自動車メーカーは、ブレグジットの結果導入されうる通関検査が、生産ラインを詰まらせることを警戒している。これまで通常 24 時間以内に届いた部品が、離脱後は最低 2-3 日、最大 10 日近く掛かるケースも想定されている。組立工程に進むまで自動車部品を保管しておく倉庫を建設する必要もあるという。

空港や港湾といった基本的なインフラの運営にも混乱が生じることも予想されている。英国政府が主張するように、（新たなシステム投資による）高度な技術を用いた通関検査を施したとしても、貨物のチェックには現在の数倍の時間が掛かり、その間に荷物を留めておく場所が必要となる。特に最大の懸念は、完成車を EU へ輸入する際、ドーバー海峡をつなぐユーロトンネルの輸送キャパシティであろう。ユーロトンネルの入り口付近では、英国側・大陸側ともに自動車を停めるスペースが限られており<sup>3</sup>、税関検査で長蛇の列ができることは想像に難くない。

故サッチャー元首相が、日本の自動車メーカーに対し、英国に組立工場を誘致した際には、英国の EU 単一市場への参加が切り札であった。5 月にメイ首相と会談した経団連の中西弘明会長は英国メディアのインタビューで、合意なき離脱の可能性も含め、様々なシナリオは議論されているが、その全てのシナリオに対して対応を協議しなければならないと語った。合意なき離脱が起こった場合、英国の対 EU 関税同盟が白紙になり、英国経済の維持は困難だとも述べている。日系企業がブレグジットに向けて英国に残るか、EU 本土に移るか苦渋の選択が迫られている。

### 合意なき離脱の金融機関（金融パスポート）への影響

また政府指針では、EU 最大となる英国金融市場のリスクについても警告しており、未だ先行き不透明感の高いブレグジットの難しさをさらに強調するものとなった。ただ英国の金融行為規制機構（FCA）は銀行幹部あての 8 月 8 日付の書簡にて、離脱後に英国に拠点を置く銀行が EU 加盟国に事業を移転させる際に、適切な監督下にあるのであれば、リスクや利益の計上方法に

<sup>3</sup> 英国側で 200~300 台、大陸側で 900~1,000 台程度。

ついて、多様な取り決めを受け入れる用意があることを明示している。この書簡では、合意なき離脱となった場合、(英国拠点の銀行は2019年3月29日に金融パスポートを失うが)英国に拠点を置くEU加盟国および金融機関が引き続き(英国で)サービスを提供できるように暫定的な許可枠組みを導入するFCAの意向が示唆されていた。政府指針ではこの書簡を踏襲し、EU加盟国および欧州経済領域(EEA)に、英国内の金融業の営業権とデジタル通貨を可能にする金融パスポート継続措置(TPR: Temporary Permissions Regime)をブレグジット後3年間付与するとしている。

またこの書簡で、FCAのベイリー長官は、英国からEU加盟国に事業を移転させようとしている金融機関に対して(リスク管理やサポート人員を各拠点に配置し、取引執行は一つの拠点に集約する)バックトゥバック取引やリモートブッキングを認める意向を示している。すなわち、離脱後に英国の金融機関がEU加盟国に居住する顧客に対し、継続してサービス提供していく上で、ある程度の柔軟性を持たせる意向を示している。当該金融機関のビジネスモデルが適切に管理され、その原則および実務、リスクが妥当に管理されているのであれば、ビジネスモデルを限定することなく、それなりの柔軟性を許容するとしている。さらに書簡では、離脱後の事業モデルを策定する上での留意点にも触れている。金融機関が採用するビジネスモデルについて論理的根拠を持つべきであることと、適切なヘッジ措置やリスク・リターンの調整を取ることなどを挙げている。また金融機関はブレグジットにおける対応策が更新される度に、FCAに通知すべきであり、当局に無断でアクションを取るべきでないという。

シティではFCAの寛容な姿勢は、ロンドンに集中していた金融機関の流出を何とか食い止めるに十分との声が多い。ただ問題は、EU側が英国に拠点を置く金融機関に対して、同様の措置の提案をしていない点である。欧州中央銀行やドイツ金融庁は金融パスポート失効後の対応策として、バックトゥバックやリモートブッキングの利用に一貫して反対する表明を出している。FCAの書簡によりシティの金融機関幹部は一瞬、安堵したもの、欧州大陸当局が同様の意向を示さない以上、現時点では不十分との見方もある。

## 景気見通しを引き下げる金融機関-この先に何が起こるか予想できない-

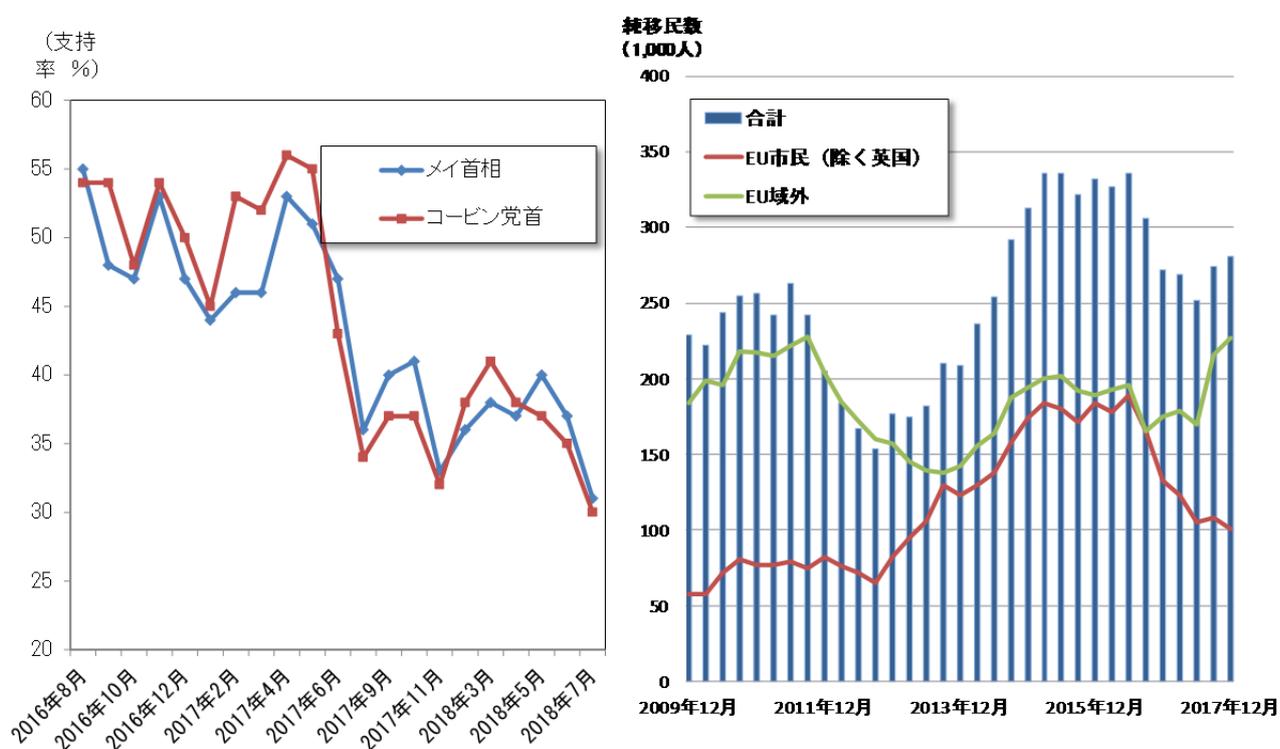
合意なき離脱の可能性が高まるにつれ、金融機関の英国経済の見通しは、総じてネガティブなものに変更されつつある。これまで、ブレグジット交渉の結果として、秩序立った(2年間の移行期間付き)離脱の可能性が最も高いとみていた主要格付け機関等は、英国内の政治的分断の激化、交渉の時間切れの懸念からこの見通しを撤回しつつある。

英国では、EU離脱の是非を問う国民投票後のポンド安による賃金の伸び悩みや、ガソリン代の値上げなどが個人消費を圧迫する可能性が指摘されている。シティでも、合意なき離脱が起これば、英国経済の見通しを著しく悪化させ、インフレ率や失業率にも大きく影響を与えると予想している向きが多い。また英国中央銀行(BOE)のマカファーティ委員が(8月2日の金融政策委員会で利上げ決定後)、BOEのブレグジット協定が妥結せずに離脱した場合、英国経済に

対してネガティブな影響を与えると発言したことへ批判が集中している。BOE 高官の失言により、英国格付けの引き下げにつながり、ポンドの価値低下を招くとの指摘も絶えない<sup>4</sup>。

またブレグジットが近づくにつれ、EU 移民の流出加速により労働力の減少が始まりつつあることが大きな問題になりつつある。特に、ロンドンにやってくる EU（特にドイツ・フランス）の金融機関の従業員が急激に減少しており、水面下のブレグジットは既に始まっているといわれている。これに伴い都心部の高額住宅の購入申請数は減少傾向にあり、過去 30 年におよび成長を遂げてきたロンドンの住宅価格は遂に低下に転じている（BOE はブレグジットによる不透明感がロンドンを直撃していると懸念を表明した）。今後、合意なき離脱の可能性がさらに高まるにつれ、さらなる格下げや経済見通しの引き下げが予想されている。

図表 2 メイ首相と労働党コービン党首の支持率（左）と英国への純移民数（右）



(出所) Ipsos Mori、英国統計局より大和総研作成

さらに英国議会では、そもそも合意なき離脱を認める議員が過半数となるか疑問視されている。合意なき離脱を回避するため、メイ首相を辞任に追い込むか、あるいは内閣不信任案が可決されて退陣する、といった可能性もある。ただ、保守党および労働党ともに次の選挙で勝つという確信を持っていない。7月20日から24日にかけて実施された Ipsos Mori の調査によれば、メイ首相の職務遂行に満足しているのは回答者の 30%にしか満たず、6月の調査結果から

<sup>4</sup> 英国財務省の協定未締結時 (WTO ルール) のリスクシナリオでは、失業者は2年間で82万人にのぼり、ポンドは15%下落、インフレ率は2.7%ポイント上昇するとの見通しを発表している。

大きく低下している。チェッカーズ合意以降、メイ首相は大きな批判にさらされており、その批判が世論にまで反映された模様がみてとれる。ただし労働党のコービン党首の支持率も 28% に留まっており、メイ首相の支持率を上回っていないため、危機的な事態とは言い難いことがわかる。

議員が合意なき離脱を恐れ、最終的には離脱法案等、重要法案は可決に向かうとメイ首相はみているとされるが、合意なき離脱が迫った際に、英国は交渉期間の延長を EU に要請するしか手立てはない。合意なき離脱による経済への悪影響や有効な措置を取れない政府への怒りなどで、国民の不満は高まろうが、保守党議員の多くはメイ首相とブレグジットの共倒れを避け、合意なき離脱を歓迎するのではないかと思われる。9月30日から10月3日にかけて行われる保守党大会でのメイ首相の演説が注目されるだけでなく、このタイミングまで EU との協議が難航すれば、解散総選挙も視野に入るなど、英国は年末にかけて政治的緊張が続くとみられている。ただ政府関係者も含めメイ首相ですら、残り数ヶ月のシナリオを予想できないことが現実であろう。いかなる専門家が対策やシナリオを立てたところで政治的な混乱が収まらなければ、全て無意味となる可能性がある。現時点では、今回の政府指針が、効果的か否かを評価することは難しく、この数ヶ月で英国は本当の正念場を迎えるといっても過言でない。

(了)